令和５年８月～令和６年７月分の労災年金給付等に使用する

年金スライド率

【参考】改定前

算定事由発生日の属する期間	年金給付基礎日額の算定に用いる率（単位%）	(R4.8.1～R5.7.31) 年金給付基礎日額の算定に用いる率（単位%）
S 22 年 9 月 1 日 ～ 23 年 3 月 31 日	20,871.7	20,602.0
23 年 4 月 1 日 ～ 24 年 3 月 31 日	7,590.0	7,491.9
24 年 4 月 1 日 ～ 25 年 3 月 31 日	4,208.3	4,153.9
25 年 4 月 1 日 ～ 26 年 3 月 31 日	3,632.2	3,585.2
26 年 4 月 1 日 ～ 27 年 3 月 31 日	2,969.6	2,931.3
27 年 4 月 1 日 ～ 28 年 3 月 31 日	2,561.7	2,528.6
28 年 4 月 1 日 ～ 29 年 3 月 31 日	2,256.1	2,226.9
29 年 4 月 1 日 ～ 30 年 3 月 31 日	2,129.2	2,101.7
30 年 4 月 1 日 ～ 31 年 3 月 31 日	2,036.6	2,010.3
31 年 4 月 1 日 ～ 32 年 3 月 31 日	1,921.1	1,896.3
32 年 4 月 1 日 ～ 33 年 3 月 31 日	1,854.3	1,830.3
33 年 4 月 1 日 ～ 34 年 3 月 31 日	1,827.2	1,803.6
34 年 4 月 1 日 ～ 35 年 3 月 31 日	1,716.4	1,694.2
35 年 4 月 1 日 ～ 36 年 3 月 31 日	1,615.1	1,594.3
36 年 4 月 1 日 ～ 37 年 3 月 31 日	1,444.6	1,425.9
37 年 4 月 1 日 ～ 38 年 3 月 31 日	1,299.5	1,282.7
38 年 4 月 1 日 ～ 39 年 3 月 31 日	1,171.6	1,156.5
39 年 4 月 1 日 ～ 40 年 3 月 31 日	1,057.6	1,043.9
40 年 4 月 1 日 ～ 41 年 3 月 31 日	967.7	955.2
41 年 4 月 1 日 ～ 42 年 3 月 31 日	878.2	866.9
42 年 4 月 1 日 ～ 43 年 3 月 31 日	790.7	780.5
43 年 4 月 1 日 ～ 44 年 3 月 31 日	700.0	691.0
44 年 4 月 1 日 ～ 45 年 3 月 31 日	612.2	604.3
45 年 4 月 1 日 ～ 46 年 3 月 31 日	526.2	519.4
46 年 4 月 1 日 ～ 47 年 3 月 31 日	461.4	455.4
47 年 4 月 1 日 ～ 48 年 3 月 31 日	399.3	394.2
48 年 4 月 1 日 ～ 49 年 3 月 31 日	336.2	331.8
49 年 4 月 1 日 ～ 50 年 3 月 31 日	270.4	266.9
50 年 4 月 1 日 ～ 51 年 3 月 31 日	230.2	227.2
51 年 4 月 1 日 ～ 52 年 3 月 31 日	206.9	204.3
52 年 4 月 1 日 ～ 53 年 3 月 31 日	189.1	186.6
53 年 4 月 1 日 ～ 54 年 3 月 31 日	179.1	176.8
54 年 4 月 1 日 ～ 55 年 3 月 31 日	168.6	166.4
55 年 4 月 1 日 ～ 56 年 3 月 31 日	159.6	157.6
56 年 4 月 1 日 ～ 57 年 3 月 31 日	152.3	150.4
57 年 4 月 1 日 ～ 58 年 3 月 31 日	145.1	143.3
58 年 4 月 1 日 ～ 59 年 3 月 31 日	141.4	139.6
59 年 4 月 1 日 ～ 60 年 3 月 31 日	136.8	135.1
60 年 4 月 1 日 ～ 61 年 3 月 31 日	132.4	130.7
61 年 4 月 1 日 ～ 62 年 3 月 31 日	129.3	127.6
62 年 4 月 1 日 ～ 63 年 3 月 31 日	126.4	124.7
63 年 4 月 1 日 ～ 元 年 3 月 31 日	122.0	120.4
H 元 年 4 月 1 日 ～ 2 年 3 月 31 日	118.6	117.0
2 年 4 月 1 日 ～ 3 年 3 月 31 日	115.2	113.7
3 年 4 月 1 日 ～ 4 年 3 月 31 日	110.7	109.3
4 年 4 月 1 日 ～ 5 年 3 月 31 日	108.5	107.1
5 年 4 月 1 日 ～ 6 年 3 月 31 日	107.0	105.6
6 年 4 月 1 日 ～ 7 年 3 月 31 日	104.8	103.4
7 年 4 月 1 日 ～ 8 年 3 月 31 日	103.2	101.9
8 年 4 月 1 日 ～ 9 年 3 月 31 日	101.8	100.5
9 年 4 月 1 日 ～ 10 年 3 月 31 日	100.8	99.5
10 年 4 月 1 日 ～ 11 年 3 月 31 日	101.2	99.9
11 年 4 月 1 日 ～ 12 年 3 月 31 日	100.8	99.5
12 年 4 月 1 日 ～ 13 年 3 月 31 日	100.3	99.0
13 年 4 月 1 日 ～ 14 年 3 月 31 日	101.2	99.9
14 年 4 月 1 日 ～ 15 年 3 月 31 日	102.1	100.8
15 年 4 月 1 日 ～ 16 年 3 月 31 日	101.9	100.6
16 年 4 月 1 日 ～ 17 年 3 月 31 日	101.7	100.4
17 年 4 月 1 日 ～ 18 年 3 月 31 日	101.3	100.0
18 年 4 月 1 日 ～ 19 年 3 月 31 日	101.6	100.2
19 年 4 月 1 日 ～ 20 年 3 月 31 日	101.4	100.1
20 年 4 月 1 日 ～ 21 年 3 月 31 日	101.7	100.4
21 年 4 月 1 日 ～ 22 年 3 月 31 日	103.1	101.8
22 年 4 月 1 日 ～ 23 年 3 月 31 日	102.8	101.5
23 年 4 月 1 日 ～ 24 年 3 月 31 日	103.1	101.8
24 年 4 月 1 日 ～ 25 年 3 月 31 日	103.7	102.4
25 年 4 月 1 日 ～ 26 年 3 月 31 日	103.7	102.4
26 年 4 月 1 日 ～ 27 年 3 月 31 日	103.2	101.9
27 年 4 月 1 日 ～ 28 年 3 月 31 日	102.7	101.4
28 年 4 月 1 日 ～ 29 年 3 月 31 日	102.5	101.2
29 年 4 月 1 日 ～ 30 年 3 月 31 日	101.9	100.6
30 年 4 月 1 日 ～ 31 年 3 月 31 日	101.4	100.1
31 年 4 月 1 日 ～ 2 年 3 月 31 日	101.3	100.0
R 2 年 4 月 1 日 ～ 3 年 3 月 31 日	102.2	100.8
3 年 4 月 1 日 ～ 4 年 3 月 31 日	101.3	

R5.7.28厚生労働省告示243号